

愛国浄水場更新事業

実施方針

(第1回変更版)

平成26年6月23日

(平成26年7月30日一部修正)

釧路市上下水道部

目 次

はじめに	1
1. 本事業の概要	1
1.1 事業内容に関する事項	1
(1) 事業名称	1
(2) 事業の対象となる公共施設等の種類	1
(3) 公共施設等の管理者の名称	1
(4) 事業の目的	1
(5) 事業の概要	1
(6) 事業期間	4
(7) 事業スケジュール	4
(8) 遵守すべき関係法令等	4
(9) 事業スキーム及び事業契約に関する基本的な考え方	5
2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項	6
2.1 事業者の選定に関する事項	6
(1) 事業者に求めるもの	6
(2) 事業者の選定方法	6
(3) 委員会の設置	6
2.2 入札参加資格に関する事項	6
(1) 入札参加者等の構成	6
(2) 応募者の入札参加資格要件	8
2.3 入札参加に関する留意事項	10
2.4 事業者選定のスケジュール等	11
(1) 事業者選定のスケジュール	11
(2) 実施方針に関する説明会等	12
3. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	13
3.1 事業契約に関する基本的な考え方	13
3.2 本事業で予想されるリスクとリスク分担の基本的な考え方	13
(1) リスク分担の基本的な考え方	13
(2) 本事業で予想されるリスク	14
3.3 対象業務におけるサービスの水準	14
3.4 事業者の実施状況のモニタリング	14
(1) モニタリングの内容	14
(2) モニタリングの費用負担	14
3.5 サービスに対する対価の支払い	14
4. 対象施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	15

4.1	施設の立地条件	15
4.2	施設の規模等	16
4.3	土地の使用に関する事項	17
4.4	施設の構造要件等	17
5.	契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	17
6.	本事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項	17
6.1	事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	17
6.2	その他の事由により事業の継続が困難となった場合	17
7.	その他事業の実施に関し必要な事項	17
7.1	債務負担行為	17
7.2	本事業に係る情報の提供方法	17
7.3	実施方針の変更	17
7.4	入札の中止等	17
7.5	落札者を選定しない場合	18
7.6	応募に当たっての費用の負担	18
7.7	環境への配慮	18
7.8	本事業に関する問い合わせ先	18
様式 1	実施方針説明会・現地見学会 申込書	19
様式 2	実施方針に関する質問書	20
様式 3	実施方針に関する意見書	21
別紙 1	給水区域図	
別紙 2	施設配置図	
別紙 3	施設建設対象範囲	
別紙 4	既存施設フロー（浄水・排水）	
別紙 5	監視制御システム概要	
別紙 6	既存施設配管図	
別紙 7	現況水位高低図	
別紙 8	愛国浄水場浄水処理追加自主実験評価報告書	

はじめに

鉧路市（以下「当市」という。）は、愛国浄水場更新事業（以下「本事業」）という。）のうち水処理プラント設備（機械、電気・計装設備、室内配管等）のDB（Design Build）に、膜ろ過に関する維持管理を加えた DBM（Design Build Maintenance）方式により実施することを予定している。なお、DBM 方式とは、民間事業者（以下「事業者」という。）に調査設計、工事及び維持管理を一括して委ねるものである。ここで、水処理プラント設備のうち機械設備（室内配管、付帯設備含む）を水処理プラント機械設備といい、工事業務の実施を担う者をプラント機械企業という。また電気・計装設備（太陽光発電設備含む）を水処理電気・計装設備といい、工事業務の実施を担う者をプラント電気企業という。なお、本事業の設計業務の実施を担う者を設計企業、維持管理業務の実施を担う者を維持管理企業という。

本事業では、膜ろ過方式を採用することから、事業者が有する膜ろ過及び関連技術を活用することでコスト削減が図れること、また、設計内容を熟知した施工を行うことにより、施工の高精度かつ高品質が期待でき、設計、工事の責任所在も明確になり、さらに維持管理を付加することで事業者の提案事項をより反映させられる利点があるため DBM 方式を採用した。

本事業に関し、本事業を実施する事業者の選定を行うに当たって、本事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を定めたので、次のとおり公表する。

1. 本事業の概要

1.1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

愛国浄水場更新事業

(2) 事業の対象となる公共施設等の種類

愛国浄水場

(3) 公共施設等の管理者の名称

鉧路市公営企業管理者 鈴木 信

(4) 事業の目的

鉧路市は、上水道事業における根幹の浄水場である愛国浄水場が築 50 年を経過し老朽化が進んだことや平成 17 年から 18 年に実施した耐震調査の結果に基づき、愛国浄水場の今後のあり方について検討を行い、現地での膜ろ過方式による更新を決定した。

本事業は、愛国浄水場を全面的に更新し、膜ろ過設備を導入して良質で安全・安心な水を安定供給することを目的とする。

(5) 事業の概要

本事業は、新設する愛国浄水場の各施設について、事業者調査、基本設計（新設施設（土木建築含む）、撤去施設）、水処理プラント設備に関する詳細設計、工事及び維持管理業務を一括で委託する DBM 方式とする。

なお、本事業は、厚生労働省の水道施設整備費補助を受けることを予定している。

本事業の対象施設の概要を表－１、対象業務を表－２、対象範囲を表－３に示す。浄水処理は膜ろ過方式とし、粉末活性炭吸着処理、除マンガン処理を付加したものとする。

表－１ 施設の概要

施設等		概 要	
計画水量		愛国浄水場の計画1日最大給水量は63,400m ³ /日とし、計画浄水量はこれに浄水場での作業水量等を加えた70,500m ³ /日を計画処理水量とする。	
新設施設	整備対象施設 (水処理プラント設備 (機械・電気・計装設備・室内配管))	着水井	原水の水位変動の安定化を図る施設とする。
		粉末活性炭吸着設備	粉末活性炭吸着処理に必要な接触池、活性炭の貯蔵設備、注入設備。使用する粉末活性炭の種別、注入点は事業者提案とする。
		混和設備	薬品の混和に必要な混和設備とする。
		膜ろ過設備	膜ろ過に必要な前処理設備、膜ろ過設備、膜洗浄設備とする。
		除マンガン設備	マンガン砂による接触ろ過に必要な設備とする。接触ろ過は下向流とし、設置位置は膜ろ過の後段とする。
		排水施設	排水処理施設は既存施設を使用する。膜ろ過設備等の洗浄排水、汚泥を既存施設の能力内に納めるために必要な施設を新設する。
		浄水池	水質監視、塩素混和、水質異常対応、施設保守用水の確保可能な施設とする。
		薬品注入設備	浄水処理及び排水処理に必要な全ての薬品(pH調整用の酸剤及びアルカリ剤を含む)注入設備とする。注入点は事業者提案とする。
		電気計装設備	新設の浄水、排水処理に必要な受変電設備、動力設備、電気計装設備、自家発電設備、中央監視制御設備とする。場外施設の遠方監視設備を含む。(場外施設については別紙5参照のこと)。
		太陽光発電設備	既設用地又は建屋屋上に太陽光発電設備を設置する。
	室内配管	本施設の整備に必要な配管とする。	
	付帯設備	水質試験室の実験台、搬入用の電動クレーン等の付帯設備とする。	
	整備対象外施設 (土木建築)	場内配管	本施設の整備に必要な浄水場敷地内の埋設配管(導水管、送水管、排水管、場内給水管)とする。
		水処理に必要な水槽	水槽(着水井、粉末活性炭接触池、薬品混和池、マンガン砂接触池、浄水池、排水池等)は鉄筋コンクリート製とし、必要な容量を確保する。
管理用建物		管理用建物は、浄水場の各機能域(操作管理、水質管理、事務管理、機械・電気管理、薬注管理、保全管理、厚生、見学者対応)に配慮し、適切な建築付帯設備(建築電気設備、建築機械設備)を有するものとする。	
外構		周囲のフェンス設置、場内道路、駐車場、汚水・雨水管等。	
撤去施設		既設1号、2号、3号配水池及びそれに付帯する施設、機械・電気設備、配管・配線、弁類、弁室等。	
既存施設		5号、6号、7号、8号配水池、送配水ポンプ場、排水処理施設(汚泥処理棟、排水沈澱池)、着水棟(新施設供用開始後廃止)、浄水棟(新施設供用開始後廃止)	

表－２ 本業務の概要

対象業務		概 要
調査	周辺環境調査	騒音及び振動、臭気、車両交通、家屋調査、周辺通行者状況、土壌汚染（資料の収集整理）、日照、地下水。
	測量調査	事業者提案の施設配置に伴い必要となる調査。
	地質調査	事業者提案の施設配置に伴い必要となる調査
	試掘調査	工事に影響が考えられる埋設物位置確認のための調査。
	電波障害調査	構造物によるテレビ受信障害調査報告書の提出等。
	説明会等補助	住民説明会等の資料の作成及び説明会への出席、その他必要な補助。
実施設計	基本設計 （土木建築含む）	新設施設・撤去施設に関する提案内容を具体化するために基本設計を行う。基本設計の内容は、水処理フローの検討、配置計画の検討、施設計画、容量計算、水理計算、施工方法の検討、維持管理方法の検討を行い、基本設計図及び図書の作成を行う。
	詳細設計 （土木建築含まず）	当市で承諾された基本設計内容をもとにした整備対象施設となる水処理プラント設備における詳細設計
	本事業に関わる各種申請書類等の作成補助	設計及び施工に必要な各種申請書類の作成、関係機関との協議。（国庫補助申請関係業務を含む）
工事	新設施設の建設工事 （土木建築含まず）	整備対象施設となる機械、電気・計装設備、太陽光発電設備、室内配管、付帯設備の工事及び試運転調整。
維持管理	運転管理マニュアル作成	浄水場更新後の施設の運転管理マニュアルの作成。
	設備台帳（電子データ）作成	愛国浄水場設備及び場外設備について、設備台帳の作成。
	施設維持管理	新浄水場水処理プラント設備の保守点検業務、修繕業務、消耗品調達管理業務、薬品調達管理業務、膜設備薬品洗浄業務、膜洗浄・機器維持管理・膜モジュール交換等の計画策定業務、水処理に係る指導・助言、災害及び事故対策業務、事業終了時の引継ぎ業務とする。

表－3 本事業の対象範囲

施設		基本設計	詳細設計	建設工事	
新設施設	整備対象施設 (水処理プラント設備 装設備・室内配管)	着水井	○	○	○
		粉末活性炭吸着設備	○	○	○
		混和設備	○	○	○
		膜ろ過設備	○	○	○
		除マンガン設備	○	○	○
		排水施設	○	○	○
		浄水池	○	○	○
		薬品注入設備	○	○	○
		電気計装設備	○	○	○
		太陽光発電設備	○	○	○
		室内配管	○	○	○
	付帯設備	○	○	○	
	(土木建築)	場内配管	○	—	—
		水処理に必要な水槽	○	—	—
		管理用建物	○	—	—
外構		○	—	—	
撤去施設		○	—	—	

(6) 事業期間

本事業は、設計及び工事期間を工事請負契約締結の日から平成 33 年 3 月 31 日までとし、新設対象施設の維持管理期間を平成 33 年 4 月 1 日から平成 53 年 3 月 31 日までとする。

(7) 事業スケジュール

事業のスケジュールは、以下のとおり予定している。

表－4 事業スケジュール

項目	予定
事業契約の締結	平成 27 年 5 月
設計及び工事期間	平成 27 年 5 月～平成 33 年 3 月 (6 年間：試運転調整含む)
新設対象施設の維持管理期間	平成 33 年 4 月～平成 53 年 3 月 (20 年間)

(8) 遵守すべき関係法令等

事業者は、本事業を実施するに当たり必要とされる関係法令（法律、政令、省令、条例、規則、規程及びガイドライン等を含む）を遵守するものとする。

(9) 事業スキーム及び事業契約に関する基本的な考え方

ア 基本協定の締結

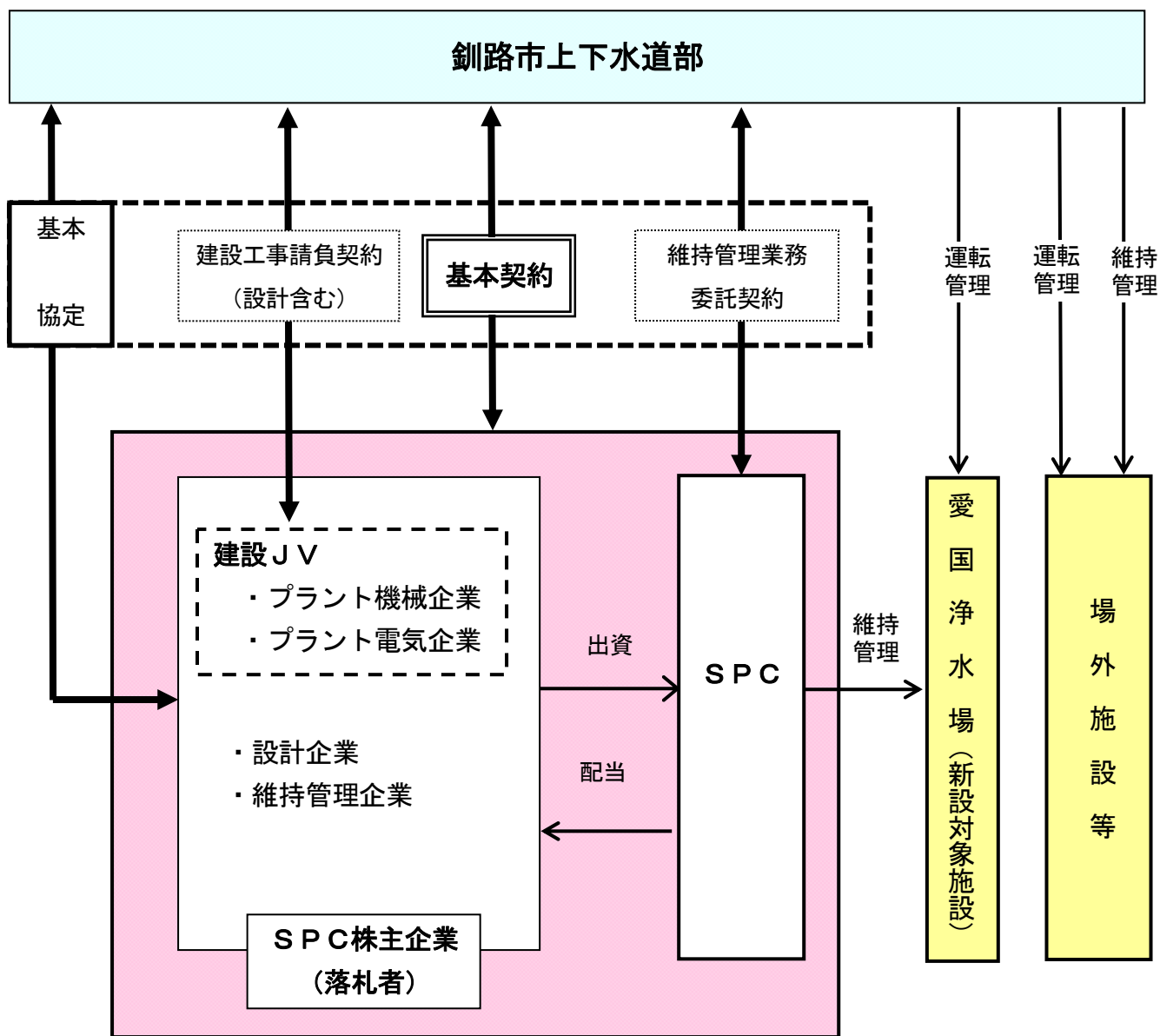
当市は、落札者と協議を行い、本事業に係る基本的事項を定めた基本協定を締結する。

イ 建設JV及びSPCの設立

落札者は、施設の工事を行うために施工企業による特定建設工事共同企業体（以下「建設JV」という。）を組成する。維持管理については、対象施設の維持管理業務の実施を担うために落札者が株主として出資し、事業会社（以下、「SPC」という。）を設立する。

ウ 事業契約の締結

当市は、基本協定の規定に基づき事業者と基本契約を締結する。当市は、基本契約の規定に基づき、建設JVと設計を含む建設工事請負契約を締結する。さらに基本契約の規定に基づき、本施設の維持管理に関しSPCと維持管理業務委託契約を締結する。建設JVは、設計企業と設計業務委託契約を締結する。



2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

2.1 事業者の選定に関する事項

(1) 事業者に求めるもの

事業者には、浄水場施設の設計及び工事への深い理解と十分なノウハウや期待される役割を果たす上で必要とされる能力を有していることを求める。また、本事業は DBM 方式であるが運転管理における安定性及び容易性、維持管理における効率性及び経済性を考慮した提案を行うことを求める。

(2) 事業者の選定方法

本事業における事業者の募集及び落札者の選定については、競争性及び透明性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札（地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2）により行うものとする。なお、本事業の入札手続きは、以下のとおり実施することを予定している。詳細は、入札説明書等において公表する。

ア 入札参加資格確認

入札参加資格の確認として、当市の入札参加資格を有する者であることや、一定の実績を有することなどの形式面の確認を行う。

イ 提案内容の審査

上記アにおいて本事業を実施するために必要な資格を有すると確認された応募者から、具体的な業務の実施方法や請負金額等について提案を受け、これらの提案内容を総合的に評価した上で、落札者を決定する。なお、提案内容の審査は、書面での提出を受けるほか、ヒアリングを通じて行う。（ヒアリングの詳細は入札説明書において示す。）

(3) 委員会の設置

当市は、総合評価一般競争入札を実施するにあたり、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 4 項及び地方自治法施行規則第 12 条の 4 の規定に基づき、学識経験者等により構成される「鉏路市愛国浄水場更新事業者選定委員会」（以下「当委員会」という。）を設置する。

当委員会は、応募者の提案内容の評価を行い、優秀提案者を選定する。当市は、当委員会の選定結果をもとに落札者を決定する。なお、当委員会の委員（以下「委員」という。）は、入札説明書等に示す。

2.2 入札参加資格に関する事項

(1) 入札参加者等の構成

ア 入札参加者の定義

入札に参加する者（以下「応募者」という。）の構成については、次の通りとする。

(ア) 応募者は、**本市**の求める愛国浄水場更新事業を遂行できる技術的能力、資力、信用及び実績を有する複数の企業（以下「構成企業」という。）により構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。

(イ) 応募グループは、設計企業、プラント機械企業、プラント電気企業、維持管理企業により構成されることを基本とする。

- (ウ) 応募グループは、入札参加表明書により、代表企業、構成企業の企業名及び携わる業務について明らかにし、併せて入札参加資格確認申請書を提出するものとする。
- (エ) 入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書の提出後、代表企業の変更、構成企業の変更及び追加は、原則として認めない。ただし、市がやむを得ない事情があると認めた場合に限って、構成企業の変更及び追加を認めるものとする。
- (オ) 落札者となった応募者（以下、「落札者」という。）は、本事業に係る基本協定の締結後、新設対象施設の維持管理業務委託契約の締結までに、対象施設の維持管理業務の実施を担う SPC を設立する。

イ 代表企業の選定

- (ア) 応募者は、構成企業である施工企業の中から応募グループの代表企業（単体企業）を定め、入札参加表明時の入札参加資格確認書類にて明らかにするものとする。
- (イ) 代表企業は、本入札への入札参加手続や落札者となった場合の契約協議など市の調整・協議等における窓口役を担うものとする。なお、構成企業が負担する詳細な責任や内容については、入札説明書とあわせて公表する基本契約書（案）において提示する。

ウ 複数応募の禁止

一応募グループの構成企業は、他の応募グループの構成企業になることはできないものとする。また、構成企業と以下の関係にある者は、当該構成企業が参加するグループ以外のグループへの参加をみとめないものとする。

(ア) 資本関係のあるもの

以下のいずれかに該当する者。ただし、子会社（会社法第 2 条第 3 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による子会社をいう。以下同じ）若しくは子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が継続中の会社であり、かつ国土交通省の入札参加資格認定を受けていない場合は除く。

- a 親会社（会社法第 2 条第 4 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係のあるもの

以下のいずれかに該当する者。ただし、(a)については、会社の一方が更正会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が継続中の会社であり、かつ国土交通省の入札参加資格認定を受けていない場合は除く。

- a 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合。
- b 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

エ 落札者の契約形態

落札者は、施工企業による建設JVを組成し、維持管理についてはSPCを設立すること。市は建設JVと建設工事請負契約、SPCと維持管理業務委託契約を締結する。(基本契約、建設工事請負契約及び維持管理業務委託契約の3つをまとめて、以下、「事業契約」という。)

(2) 応募者の入札参加資格要件

ア 構成企業の入札参加資格共通要件

応募グループの全ての構成企業は、次のいずれにも該当しない者とする。

- (ア) 参加表明書の受付日において釧路市建設工事等指名停止基準の規定に基づく指名停止の措置を受けている者。
- (イ) 釧路市暴力団排除条例(平成24年釧路市条例第33号)第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係事業者。
- (ウ) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者。又はその者を代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用する者。
- (エ) 旧会社更生法(昭和27年法律第172号)第30条第1項若しくは第2項又は会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項若しくは第2項の規定に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、更生手続開始の決定又は手続開始の決定後、釧路市の競争入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。
- (オ) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定に基づき再生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、更生手続開始の決定又は手続開始の決定後、釧路市の競争入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。
- (カ) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条による改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条第1項の規定による会社整理の開始の申立て又は同条第2項の規定による通告がなされている者。
- (キ) 旧破産法(大正11年法律第71号)又は破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産の申立て、又は旧和議法(大正11年法律第72号)に基づき和議開始の申立てがなされている者。
- (ク) 国税、道税及び市税の未納額がある者。
- (ケ) 本事業に係る事業者選定支援業務受託者、受託者の関連会社(受託者の発行済み株式総数の20%以上の株式を有し、又はその出資の20%以上の出資をしているか、若しくは受託者の代表権を有する役員を兼ねている企業等)、及び事業者選定支援業務に関与した者。
事業者選定支援業務に関与した者：株式会社 日水コン
- (コ) 当委員会の委員が属する法人又はその法人と資本関係又は人的関係のある者。

イ 各業務の実施を担う者の参加資格

応募グループは、入札参加資格確認基準日において、以下の(ア)から(ウ)の各項目の区分に応じ全ての要件を満たすこと。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務を行うことができる。

(ア) 設計業務の実施を担う者（設計企業）

- a 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- b 平成 25・26 年度釧路市建設工事等競争入札参加資格者名簿（以下「工事等資格者名簿」という。）に登載され、土木設計の入札参加資格を有していること。
- c 技術士（上下水道部門の上水道及び工業用水道の資格を有する者で、技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に定めるものをいう。）が 1 名以上在籍していること。
- d 国内の水道事業における PFI または DBO において、事業者選定支援業務の受託実績又は事業者側設計業務の実績を有すること。水道法（昭和 32 年法律第 177 号）でいう浄水場で、水源の種別を表流水とする ~~1 日最大給水量公称能力~~ 1 万 m³/日以上~~の浄水場及び公称能力~~ 1 千 m³/日以上~~の膜ろ過浄水場の実施設計の履行実績を有すること。~~

(イ) 工事業務の実施を担うもの

1. 水処理プラント機械設備工事の実施を担うもの（プラント機械企業）

- a 工事等資格者名簿に機械業者として登載され、格付等級「A」認定を受けていること。
- b 主任技術者又は監理技術者を専任で配置できるとともに、現場代理人を常駐できること。なおプラント機械企業全体で当該要件をみたすものとする。
- c 釧路市内に本店を有し、かつ工事等資格者名簿に機械業者として登載され、格付等級「A」認定を受けている者を 1 社以上含めること。~~（当市が規定する地元扱い業者を含む。）~~

2. 水処理電気・計装設備工事（太陽光発電設備 含む）の実施を担うもの（プラント電気企業）

- a 工事等資格者名簿に電気業者として登載され、格付等級「A」認定を受けていること。
- b 主任技術者又は監理技術者を専任で配置できるとともに、現場代理人を常駐できること。なおプラント電気企業全体で当該要件をみたすものとする。
- c 釧路市内に本店を有し、かつ工事等資格者名簿に電気業者として登載され、格付等級「A」認定を受けている者を 1 社以上含めること。~~（当市が規定する地元扱い業者を含む。）~~

(ウ) 維持管理業務の実施を担う者（維持管理企業）

- a 平成 25・26 年度釧路市物品購入等競争入札参加資格者名簿（以下「物品等資格者名簿」という。）に登載され、設備保守点検業務の入札参加資格を有していること。
- b 維持管理企業の内 1 社は、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）でいう公称能力 1 千 m³/日以上の浄水場において 1 年以上の維持管理業務の実績を有すること。
- c 物品等資格者名簿に登載され、釧路市内に本店を有している者を 1 社以上含めること。

ウ 参加表明書の受付日以降の取扱

応募グループの構成企業の変更は認めないものとする。ただし、入札参加資格を有すると認められた応募グループの構成企業が、参加表明書の受付日以降に入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合の対応は、次のとおりとする。

- (ア) 参加表明書の受付日から落札者決定日までの間に、応募グループの構成企業に入札参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、当該応募グループは原則として失格とする。ただし、応募グループの申し出により、市がやむを得ないと認め承認した場合に限り、入札参加資格要件を欠く応募グループの構成企業（ただし、代表企業を除く。）の変更ができるものとする。
- (イ) 落札者決定日から事業契約（以下、「本契約」という。）締結日までの間に、応募グループの構成企業に入札参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、市は本契約を締結せず、又は本契約の解除を行うことがある。これにより本契約を締結せず、又は本契約を解除しても、市は一切責を負わない。ただし、応募グループの申し出により、市がやむを得ないと認め、承認した場合に限り、入札参加資格要件を欠く応募グループの構成企業（ただし、代表企業を除く。）の変更ができるものとし、市は変更後の応募グループと仮契約を締結できるものとする。

2.3 入札参加に関する留意事項

ア 入札保証金

入札保証金は免除する。

イ 提出書類の取扱い・著作権

提出書類に関する著作権、特許権の取扱いは、次に示すとおりとする。

(ア) 著作権

本事業に関する提出書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本事業の実施にあたって公表等が必要と認められるときは、市は提出書類の一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった事業提案については、本事業の審査に関する公表以外には使用しないものとし、提出書類は返却しないものとする。

(イ) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、システム、アプリケーションソフトウェア、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負う。ただし、市が、工事材料、施工方法、維持管理方法等で指定した場合において、耐震補強計画図等に特許権等の対象である旨が明示されておらず、応募者が特許権等の対象であることを過失なくして知らなかった場合には、市が費用を負担する。

ウ 市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は、入札参加に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

エ 応募者の複数提案の禁止

応募者は、1グループにつき1つの提案しか行うことができない。

オ 提出書類の変更禁止

提出書類の変更はできない。

カ 使用言語及び単位、時刻

入札参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

2.4 事業者選定のスケジュール等

(1) 事業者選定のスケジュール

事業者選定に当たってのスケジュールは、表-5に示すとおり予定している。

表-5 事業者選定のスケジュール

実施事項	日程
実施方針の公表	平成 26 年 6 月 23 日
実施方針に関する質問、意見の受付開始	平成 26 年 6 月 24 日
実施方針に関する説明会の実施	平成 26 年 7 月 2 日
第 1 回現地見学会の実施	平成 26 年 7 月 2 日
実施方針に関する質問、意見の受付締切	平成 26 年 7 月 8 日
実施方針に関する質問に対する回答の公表	平成 26 年 7 月 24 日
要求水準書（案）の公表・質問、意見の受付開始	平成 26 年 7 月中旬～8 月上旬
要求水準書（案）に関する質問、意見の受付締切	平成 26 年 7 月下旬～8 月中旬
要求水準書（案）に関する質問に対する回答の公表	平成 26 年 8 月上旬下旬
入札公告・入札説明書等の公表	平成 26 年 8 月上旬下旬
入札説明書等に関する質問の受付開始	平成 26 年 8 月上旬下旬
入札説明書等に関する説明会の実施	平成 26 年 8 月上旬～9 月上旬
第 2 回現地見学会の実施	平成 26 年 8 月上旬～9 月上旬
入札説明書等に関する第 1 回質問の受付締切	平成 26 年 8 月中旬～9 月上旬
入札説明書等に関する第 1 回質問に対する回答の公表	平成 26 年 8 月下旬～9 月上旬
入札説明書等に関する第 2 回質問の受付締切	平成 26 年 9 月中旬
入札説明書等に関する第 2 回質問に対する回答の公表	平成 26 年 9 月下旬
参加表明書及び入札参加資格確認申請書の受付	平成 26 年 9 月下旬～10 月上旬
入札参加資格確認結果の通知【一次審査】	平成 26 年 10 月中旬
水処理に関する技術提案書等の受付	平成 26 年 10 月中旬～10 月下旬
水処理技術提案審査結果の通知【二次審査】	平成 26 年 11 月上旬
入札書類の受付及び開札（本入札）	平成 27 年 1 月中旬
入札書類の審査・ヒアリング【三次審査】	平成 27 年 1 月下旬～3 月上旬
落札者決定・公表	平成 27 年 3 月下旬
落札者との契約の締結	平成 27 年 5 月下旬

(2) 実施方針に関する説明会等

本事業に応募しようとする事業者の本事業に係る理解向上等のため、実施方針に関する説明会を開催し、事業に係る情報を提供するとともに、当市の考え方等を提示する。説明会に出席する場合は、事前登録を行う。

ア 説明会

(ア) 開催日時

平成 26 年 7 月 2 日（水）13 時 30 分から

(イ) 開催場所

愛国浄水場（釧路市愛国西 4 丁目 9 番 25 号）

(ウ) 事前登録

申込書（様式 1）に必要事項を記入の上、後記「本事業に関する問い合わせ先」のメールアドレス宛に申し込むこと。事前登録期間は平成 26 年 6 月 24 日（火）から 6 月 30 日（月）午後 5 時までとする。なお、参加者は 1 社当たり 3 名までとする。

(エ) 注意事項

説明会で実施方針は配布しない。また、本説明会では質疑応答の機会を設けない。

イ 現地見学会

(ア) 開催日時

平成 26 年 7 月 2 日（水）15 時 00 分から

参加者は、説明会申込みと同時に現地見学会の事前登録をすること。なお、参加者は 1 社当たり 3 名までとする。

(イ) 開催場所

愛国浄水場（釧路市愛国西 4 丁目 9 番 25 号）

(ウ) 注意事項

当市職員による現地案内は行うが、本見学会では質疑応答の機会を設けない。
参加者は名札又は ID ストラップ等を着用すること。

ウ 実施方針に関する質問受付及び回答公表

実施方針に関する質疑応答は以下の要領により行う。

(ア) 実施方針に関する質問受付

a 受付期間

平成 26 年 6 月 24 日（火）から平成 26 年 7 月 8 日（火）午後 5 時まで

b 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、実施方針に関する質問書（様式 2）に記入の上、電子メールで提出のこと。その際の着信確認は送信者の責任において行う。

なお、ファイル形式は Microsoft Excel 又はそれと互換性のある形式とし、PDF 等は不可とする。宛名は、後記「本事業に関する問合せ先」のとおりである。

(イ) 回答の公表

平成 26 年 7 月 22 日 (火) 予定

実施方針に関する質問に対する回答は、本事業に係る当市のホームページを通じて行うものとする。なお、回答に当たっては質問者を匿名化する。

当市ホームページ

【URL: <http://www.city.kushiro.lg.jp>】

エ 実施方針に関する意見の受付

実施方針に関する意見を以下の要領により受け付ける。

(ア) 実施方針に関する意見の受付

a 受付期間

平成 26 年 6 月 24 日 (火) から平成 26 年 7 月 8 日 (火) 午後 5 時まで

b 提出方法

実施方針に関する意見がある場合は、その内容を簡潔にまとめ、実施方針に関する意見書(様式 3) に記入の上、電子メールで提出のこと。その際の着信確認は送信者の責任において行う。

なお、ファイル形式は Microsoft Excel 又はそれと互換性のある形式とし、PDF 等は不可とする。宛名は、後記「本事業に関する問合せ先」のとおりである。

(イ) 公表

提出された意見は、原則として公表しない。

3. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

3.1 事業契約に関する基本的な考え方

当市は、施設の施工を行うために結成する建設 JV と建設工事請負契約、さらに基本契約に基づき、本施設の維持管理に関し SPC と維持管理業務委託契約を締結する。

なお、落札者決定日の翌日から契約締結日までの間、落札者の構成企業が入札参加資格を欠くに至った場合、当市は事業者と契約を締結しない場合がある。

3.2 本事業で予想されるリスクとリスク分担の基本的な考え方

(1) リスク分担の基本的な考え方

本事業においては、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」(平成 12 年総理府公示第 11 号) に示された「想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する。」との考えに基づきリスクを分担する。

リスクを最もよく管理することができる者とは、業務を担う当事者であると考えられることから、当市が行う業務に係るリスクは当市が負担し、事業者が担う業務に係るリスクは事業者が負担することを原則とする。ただし、不可抗力などの当事者の責に帰すことのできないリスクについては、この限りでない。

(2) 本事業で予想されるリスク

本事業で予想されるリスクについて、原則として入札公告時に公表する入札説明書に添付する事業契約書（案）に規定する。

3.3 対象業務におけるサービスの水準

事業者は、事業期間中当市が要求する水準のサービスを提供することが求められる。浄水の水質及び本事業の対象となる施設に要求する性能は、今後公表する入札説明書等において示すものとする。

3.4 事業者の実施状況のモニタリング

当市は、事業者が提供する業務内容の確認及び事業者の財務状況の把握等を目的にモニタリングを行う。

(1) モニタリングの内容

ア 設計及び工事段階

当市は、事業者が行う設計業務及び工事業務等が当市の定める要求水準に適合するものであるか確認を行う。

事業者が実施する設計業務及び工事業務等の水準が当市で定める水準を下回ることが判明した場合、当市は業務内容の改善を求める。事業者は当市の改善要求に対し、自らの費用負担により改善措置を講ずるものとする。

その他、詳細なモニタリングの方法及び内容等については、入札説明書等において明らかにする。

イ 維持管理段階

当市は、事業者が行う維持管理業務について定期的に確認を行うとともに、事業者の財務状況についても確認する。

事業者の実施する維持管理業務の水準が当市で定める水準を下回ることが判明した場合、当市は業務内容の速やかな改善を求めるとともに、維持管理業務の未達成の度合いに応じてサービスの対価の減額等を行う。事業者は、当市の改善要求に対し、自らの費用負担により改善措置を講ずるものとする。

また、事業者が提出する財務諸表をもとに本事業を円滑に推進しうる財務状況であるかを確認する。なお、詳細なモニタリングの方法、内容及びサービスの対価の減額基準等については、入札説明書等において明らかにする。

(2) モニタリングの費用負担

モニタリングに係る費用のうち、当市が実施するモニタリングに係る費用は当市が負担する。事業者自らが実施するセルフモニタリングに係る費用は、事業者の負担とする。

3.5 サービスに対する対価の支払い

当市は、本契約に従い、設計、工事及び維持管理業務に対し、その対価を支払う。サービスの対価に係る考え方は、入札説明書等において明らかにする。

4. 対象施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

4.1 施設の立地条件

ア 対象施設の住所

愛国浄水場（釧路市愛国西4丁目9番25号）

イ 建設用地の制限等

愛国浄水場の建設用地の制限等を表-6に示す。

表-6 愛国浄水場の建設用地の制限等

項目	内容					
建設用地の制限等	都市計画による制限 <table border="1"> <tr> <td>区域区分：都市計画区域内（市街化区域）</td> </tr> <tr> <td>防火・準防火地域：指定なし(法22条地域)</td> </tr> <tr> <td>高度地区（最高限）：指定なし</td> </tr> <tr> <td>建ぺい率：70%（角地緩和10%）</td> </tr> <tr> <td>容積率：200%</td> </tr> </table>	区域区分：都市計画区域内（市街化区域）	防火・準防火地域：指定なし(法22条地域)	高度地区（最高限）：指定なし	建ぺい率：70%（角地緩和10%）	容積率：200%
	区域区分：都市計画区域内（市街化区域）					
防火・準防火地域：指定なし(法22条地域)						
高度地区（最高限）：指定なし						
建ぺい率：70%（角地緩和10%）						
容積率：200%						
	建築及び造成等に関する制限 <table border="1"> <tr> <td>日影規制：有り（2.5時間、4.0時間）</td> </tr> <tr> <td>建築物の高さの限度：10m未満</td> </tr> <tr> <td>外壁後退：なし</td> </tr> </table>	日影規制：有り（2.5時間、4.0時間）	建築物の高さの限度：10m未満	外壁後退：なし		
日影規制：有り（2.5時間、4.0時間）						
建築物の高さの限度：10m未満						
外壁後退：なし						
騒音規制	敷地内：騒音第3種区域 敷地北・東側住宅地：騒音第1種区域 敷地南側住宅地：騒音第2種区域					
土質の状況	入札説明書等で公表する。					
汚水	釧路市の公共下水道に排水する。					
埋蔵文化財	無し					
開発行為	該当しない（但し都市計画法施行規則第60条証明手続き有り）					
その他	「建築及び造成等に関する制限」はないが、基準値にとらわれることなく、近隣地区への影響を低減するため、良好な環境づくりに配慮した条件設定に努めること。					

4.2 施設の規模等

新設施設の規模等は、表－7に示すとおり予定している。

表－7 新設施設の規模等

施設等		概要
計画水量		愛国浄水場の計画1日最大給水量は63,400m ³ /日とし、計画浄水量はこれに浄水場での作業水量等を加えた70,500m ³ /日を計画処理水量とする。
新 設 施 設	着水井	滞留時間は事業者提案とし、池数は2池とする。
	粉末活性炭吸着設備	粉末活性炭接触池は計画処理水量に対して20分以上の接触時間を確保し2池以上とする。粉末活性炭が沈降しないように上下迂流とし十分な接触が可能なものとする。活性炭の貯蔵は、最低貯蔵量に1回分の補充量を確保した容量を複数の貯蔵設備の合計容量で満足する。
	混和設備	滞留時間及び混和方式は事業者提案とするが、確実な薬品混和を可能とし、池数は2池とする。
	膜ろ過設備	膜ろ過設備の系列数は複数系列とし、膜の物理洗浄、薬品洗浄、交換時等に当該系列が停止した場合には膜ろ過流速を変更せずに計画処理水量の浄水処理が可能であるシステムとする（予備系列設置による対応）。
	除マンガン設備	マンガン砂による接触ろ過（下向降式流）とし、ろ過速度は計画処理水量において400m/日程度とする。予備池を設ける。
	排水施設	排水処理施設は既存施設を使用する。膜ろ過設備等の洗浄排水、汚泥を既存施設の能力内に納めるために必要な施設を新設する。
	浄水池	水質監視、塩素混和、水質異常対応、施設保守用水の確保可能な施設とし、計画処理水量の1時間以上の容量を確保し、池数は2池とする。
	薬品注入設備	事業者提案により、浄水処理及び排水処理に必要な全ての薬品（pH調整用の酸剤及びアルカリ剤を含む）注入設備を設置する。薬品の貯蔵は、最低貯蔵量に1日分の補充量を確保した容量を複数の貯蔵設備の合計容量で満足する。
	電気計装設備	浄水、排水処理が計画処理水量での運転が可能な規模とする。また、自家発電設備は燃料（A重油）の補充なしに16時間以上の運転が可能なものとする。
	太陽光発電設備	用途は照明用及びコンセント用として最大発電出力は20kW程度とすること。設置時には提案したモジュール面積は確保し設置工事時点での発電効率の向上を考慮し最大発電出力を見直すこと。
	室内配管	配管口径は事業者提案とし、配管はステンレス鋼管またはダクタイル鋳鉄管とする。構造が異なる躯体との境界部には、可撓管類を設置する。
	付帯設備	水質試験室の実験台、搬入用の電動クレーン等の付帯設備とする。
場内配管	配管口径は事業者提案とし、屋外の埋設配管はダクタイル鋳鉄管とする。配管と構造物の間には伸縮可とう管を設置する。	
管理用建物	中央監視室、 検水水質発信機室 、サーバ室、電気室（ 高圧、低圧 ）、 受変電設備室 、自家発電設備室、薬品貯蔵室・薬品注入機室、事務室、水質試験室、会議室、更衣室、休憩室、仮眠室、給湯室、シャワー室、トイレ（男女・多目的）、書庫・倉庫、工作室等	

4.3 土地の使用に関する事項

愛国浄水場の敷地は当市の所有地であるが、本事業の実施に必要な範囲において事業者は当市の許可を得て、土地を無償で使用できるものとする。

4.4 施設の構造要件等

新設施設及び構造に係る要件等の詳細については、今後公表する入札説明書等において示すものとする。

5. 契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

本契約及び本契約に付帯する事業計画の解釈について疑義が生じた場合、当市と事業者は、双方誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は本契約に規定する具体的措置に従うものとする。また、本契約及び本契約に付帯する事業計画に関する紛争については、釧路地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

6. 本事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

6.1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

当市は、事業者に対して修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出及び実施を求めることができる。事業者が当該期間内に修復することができなかつた場合は、当市は本契約を解除することができるものとする。詳細については本契約書において規定する。

6.2 その他の事由により事業の継続が困難となった場合

本契約に規定する事由ごとに、その責任の所在による改善等の対応方法に従う。

7. その他事業の実施に関し必要な事項

7.1 債務負担行為

本事業における予算措置は、債務負担行為を設定している。

7.2 本事業に係る情報の提供方法

本事業に係る情報の提供は、当市のホームページを通じて行うものとする。

7.3 実施方針の変更

実施方針は、公表後に事業者から受付けた質問及び意見等を踏まえ、入札公告までの間にその内容の変更を行うことがある。

変更の内容が重大で、その後の事業者選定スケジュール及び事業スケジュールに影響を及ぼすと考えられる場合には、変更後の内容及びスケジュールを公表するものとする。

7.4 入札の中止等

競争入札妨害又は談合行為の疑い、不正又は不誠意な行為等により入札を公正に執行できないと認められる場合、又は競争性を確保し得ないと認められる場合は、入札の執行延期、再入札公

告又は入札の中止等の対処を図る場合がある。

7.5 落札者を選定しない場合

事業者の募集及び落札者の選定の過程において、応募者がいない等の理由により、本事業を DBM 方式で実施することが適当でないと判断された場合には、入札を中止することとし、その旨を速やかに公表する。

7.6 応募に当たっての費用の負担

応募に当たっての費用は、すべて応募者の負担とする。

7.7 環境への配慮

事業提案に当たっては、次のとおり環境への配慮に留意するものとする。

ア 省資源に配慮すること。

イ 省エネルギーに配慮すること。

ウ 地球温暖化ガスの排出抑制に配慮すること。

エ 周辺の生活環境（騒音、振動、臭気及び交通等）に配慮すること。

オ 周辺の景観に配慮すること。

7.8 本事業に関する問い合わせ先

釧路市 上下水道部 水道整備課 建設担当

所在地 〒085-0841 釧路市南大通2丁目1番121号

電話 0154-43-2163

F A X 0154-43-0080

電子メール su-kensetu@city.kushiro.lg.jp

実施方針説明会・現地見学会申込書

釧路市公営企業管理者 あて

申込者 会社名 _____
 所在地 _____
 担当者氏名 _____
 所属 _____
 連絡先 _____
 電話 _____
 F A X _____
 電子メールアドレス _____

「愛国浄水場更新事業」に関する実施方針説明会及び現地見学会に以下のとおり申し込みます。

参加者氏名	所属部署	説明会	見学会

(参加箇所には○を付けて下さい)

※実施方針説明会・現地見学会ともに参加者は各社3名までとして下さい。

様式2 実施方針に関する質問書

平成 年 月 日

実施方針に関する質問書

釧路市公営企業管理者 あて

「愛国浄水場更新事業」の実実施方針について、以下のとおり質問を提出します。

会社名	
所在地(住所)	
質問者氏名	
所属	
電話	
FAX	
電子メールアドレス	

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						内 容
			1 2 など	1.1 2.1 など	(1) (2) など	ア イ など	(ア) (イ) など	a b など	
例	応募者の入札参加資格要件	5	2	2.2	(2)	ア	(イ)	a	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									

様式3 実施方針に関する意見書

平成 年 月 日

実施方針に関する意見書

釧路市公営企業管理者 あて

「愛国浄水場更新事業」の実施方針について、以下のとおり意見を提出します。

会社名	
所在地(住所)	
質問者氏名	
所属	
電話	
FAX	
電子メールアドレス	

No.	意見項目 (タイトル)	頁	対応箇所						内 容
			1 2 など	1.1 2.1 など	(1) (2) など	ア イ など	(ア) (イ) など	a b など	
例	応募者の入札参加資格要件	5	2	2.2	(2)	ア	(イ)	a	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									